

## 《 マージン率等の公表資料 》 京都営業所

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します (令和1年7月1日)

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
51	13	13,533	9,333	31.0%

●マージン率とは

派遣先からイングループ株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの金額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

●マージンに含まれる費用



社会保険料	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣への請求はできません)	
交通費	派遣社員の通勤等に係る交通費	
会社運営経費	健康診断費用	一般健康診断、生活習慣病検診費用、VDT健診、特殊健診
	作業服等購入費用	派遣社員の就業に伴う、安全確保の為に作業服・安全靴等購入費用
	レクレーション費用	忘年会・新年会・親睦会等に係る費用
	教育研修費用	新入社員配属前の教育・定期的な安全教育・階層別教育費用
	募集・広告費用	派遣労働者の募集に伴う求人媒体費、面接会場費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(受付登録・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費)
	営業費用	営業社員・管理社員の人件費及び活動費、法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、各種保険料、有給休暇費用、会社運営費用を差し引いた利益	

### 2. 教育訓練に関する事項

- ・新入社員配属前の安全教育、マナー教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・各種PC研修
- ・OJT研修
- ・階層別研修

